

令和3年6月20日

公益財団法人日本少年野球連盟
ブロック長、支部長、所属チーム 各位

「緊急事態宣言」解除後のチーム活動について

公益財団法人日本少年野球連盟
会長 惣田 敏和



記

政府はこのほど、10都道府県に発令されていた緊急事態宣言について、沖縄以外を6月20日の期限で解除することを正式に決めました。東京、大阪などの7都道府県は「まん延防止等重点措置」に移行させ、期間を6月21日から7月11日までとしました。

これに伴い当連盟では5月28日に発出しました通達は、6月20日をもって一旦解除致します。尚、今後のチーム活動に関しては各ブロックから発出された通達の遵守を第一として下さい。ただし、コロナ感染が終息した訳ではないため全地域において連盟発出の「感染拡大防止のガイドライン」の徹底遵守と各市町村、教育委員会の指導に従っての行動を改めてお願い致します。

以上

※お知らせ

連盟本部事務局（大阪市浪速区）は大阪府の「まん延防止等重点措置」移行に伴い、同措置解除までの時短勤務時間を午前10時～午後4時までに変更致します。

皆様方にはご不便を継続いたしますが、ご理解の上ご協力を賜りますようお願い申し上げます。